

建設省都再発第 155 号
建設省住街発第 73 号
平成 8 年 7 月 22 日

都道府県・政令指定都市担当部局長 殿

建設省都市局都市再開発防災課長

建設省住宅居市街地建築課長

業務代行方式による市街地更開発事業に対する支援について（通知）

民間能力の活用による市街地再開発事業の推進については、平成 8 年 7 月 22 日付け建設省都再発第 154 号、建設省住街発第 72 号をもって通知したところであるが、今般、業務代行方式（民間事業者が施行者等からの委託に基づき、市街地再開発事業の施行に関する業務の相当部分を代行する方式をいう。以下同じ）による市街地再開発事業の適正かつ円滑な施行のため必要な支援を行うことを目的として、社団法人全国市街地再開発協会において、業務代行者の公募及び選定に関する事務等に対する支援業務を行う「再開発促進センター」が設置されたところである。

については、業務代行者を選定しようとする施行者等の求めに応じ助言又は指導を行うに当たっては、同センターの設置について周知方お願いする。